

**日本博物館協会「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改定について
新旧対照表 (令和4年9月9日更新)**

改定前（10月14日付けガイドライン）	改定後（9月8日付ガイドライン）
博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
令和3年10月14日 公益財団法人日本博物館協会	令和4年9月8日 公益財団法人日本博物館協会
目次	目次
I 本ガイドラインの概要	I 本ガイドラインの概要
1. はじめに p1	1. はじめに p1
2. 本ガイドラインの位置付け p2	2. 本ガイドラインの位置付け p2
3. 感染防止のための基本的な考え方 p3	3. 感染防止のための基本的な考え方 p3
II 感染予防対策	II 感染予防対策
4. リスク評価 p3	4. リスク評価 p3
5. 展覧会の実施に際して講ずるべき具体的な対策 p4	5. 展覧会の実施に際して講ずるべき具体的な対策 p4
① 総論	① 総論
② 来館者の安全確保のために実施すること	② 来館者の安全確保のために実施すること
③ 従事者の安全確保のために実施すること	③ 従事者の安全確保のために実施すること
④ 展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと	④ 展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと
⑤ 施設管理	⑤ 施設管理
⑥ 広報・周知	⑥ 広報・周知
6. 博物館における公演等の開催に際して、 公演等主催者が講ずるべき具体的対策 p9	6. 博物館における公演等の開催に際して、 公演等主催者が講ずるべき具体的対策 p9
	7. 感染者数減少期における感染防止対策の緩和について p11
III 博物館における感染予防対策の留意点・参照資料等 p12	III 博物館における感染予防対策の留意点・参照資料等 p12
I 本ガイドラインの概要	I 本ガイドラインの概要
1. はじめに 新型コロナウイルス感染拡大が続く現状において、多くの博物館が感染予防のために努力されている一方で、こうした状況においてこそ、人々の生活を豊かにするために博物館の役割を果たすべく、さまざまな情報発信に取り組んでおられることに感謝申し上げます。 今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、全国の博物館が施設の開館に際して、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。 博物館には多くの館種があり、館種による特性や施設	1. はじめに 新型コロナウイルス感染拡大が続く現状において、多くの博物館が感染予防のために努力されている一方で、こうした状況においてこそ、人々の生活を豊かにするために博物館の役割を果たすべく、さまざまな情報発信に取り組んでおられることに感謝申し上げます。 今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、全国の博物館が施設の開館に際して、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。 博物館には多くの館種があり、館種による特性や施設

の状況によって~~直ち~~に対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思えます。すべての項目の実施が開館の必須条件ではありませんが、~~基本となる感染予防策を実施した上で~~、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の計画の参考にしていただきたいと思います。

~~昨今の感染拡大状況を鑑み、感染力が強いとされるデルタ株等変異株の感染拡大とともに、クラスター発生予防のため、感染予防対策の強化と徹底が求められます。~~

各博物館におかれましては、来館者と職員の安全を確保するための~~感染予防対策実施の必要性を十分ご理解いただき、各施設の対策実施において~~本ガイドラインを有効に活用いただければ幸いです。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（~~令和3年8月25日~~変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理してきたものです。

対処方針に基づき、これまで、本ガイドラインでは、全国の博物館について、施設を~~開放（開館）~~する場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとし、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『「新しい生活様式」の実践例』及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、博物館において想定される場面ごとに、具体的な感染拡大予防対策を規定してきました。

~~今般、政府は、これまで確認されていなかった場面でのクラスターの発生を受けて、感染力の強いデルタ株等変異株の感染拡大を防ぐために、業種別ガイドラインの~~

の状況によって対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思えます。すべての項目の実施が開館の必須条件ではありませんが、~~各施設~~の特性を把握した上で~~基本となる感染予防策を実施し~~、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の計画の参考にしていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、その発生から既に2年半が経過し、医療的な知見の蓄積やワクチンの複数回接種の進展等により、一定の重症化抑制が図られつつあります。また、~~社会・経済活動の再開が求められるなか~~で、国では更なる行動制限の発出には慎重な対応が取られています。

各博物館におかれましては、来館者と職員の安全を確保するために~~引き続き基本的な感染予防対策実施を実施~~する必要性を十分ご理解いただき、~~感染防止と博物館活動を両立させつつ、社会的役割を果たしていくために、~~本ガイドラインを有効に活用いただければ幸いです。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（~~令和4年7月15日~~変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理してきたものです。

対処方針に基づき、これまで、本ガイドラインでは、全国の博物館について、施設を~~開館~~する場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとし、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『「新しい生活様式」の実践例』及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、博物館において想定される場面ごとに、具体的な感染拡大予防対策を規定してきました。

今般、令和4年4月8日に、新型コロナウイルス感染症分科会から「現在の感染者数増加を契機とした急激な感染拡大を防止し社会経済活動を継続するための緊急メ

~~改訂並びに遵守・徹底を求めています（「昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドラインの改訂並びに遵守・徹底について（依頼）」（令和3年8月20日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡））。本ガイドラインは、こうした観点から博物館における感染予防対策の強化とともに徹底を図るために改定するものです。~~

~~なお、博物館における公演や催物（以下公演等）の開催については、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することを前提に、現行の国の事務連絡や各都道府県の要請等に従う必要があります。~~

~~また、参加者が自由に移動できる展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に当たっても、同様の考え方を適用することとされており、本ガイドラインに基づく感染防止策の徹底が求められます。~~

~~博物館を管理する者（以下「施設管理者」という。以下同じ。）及び公演等の主催者は、対処方針及び事務連絡の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、展覧会の実施に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。~~

~~各館における公演等の開催の判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。特に、当該会場への入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討するとともに、大規模なイベントについては、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。また、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。~~

~~なお、開館等、来館者への利用制限を実施する必要がある場合には、引き続き施設に来館しなくても、施設所蔵の美術品等の閲覧や解説等、博物館が提供可能な情報をオンライン上で利用できるコンテンツの公開を推進するなどの工夫を行うことが望まれます。~~

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針等の

メッセージ」が出され、「急激な感染拡大を防止し、教育を含む社会経済活動を継続できるよう」という方向性が示され、令和4年7月15日には対処方針が更新されました。

今回の本ガイドラインの改定は、こうした状況を踏まえ、博物館が感染拡大を防止しつつ社会教育機関としての役割を持続的に果たすために必要な、感染拡大予防の基本的方向性を示すことを目的としています。

なお、本ガイドラインは、博物館を開館し、公演や催物（以下公演等）を持続的に実施する上で必要となる感染拡大防止の基本的な方向性を示したもので、全ての種類の博物館に一律に当てはまるものではなく、対策の全てを実施することを義務づけるものではありません。

一方で、来館者が自由に移動できる展覧会等展示施設を多く有する博物館が、一定の感染拡大リスクを有する施設であることを認識する必要があります。

その上で、博物館を管理する者（以下「施設管理者」という。）及び公演等の主催者は、「対処方針や事務連絡の趣旨を十分に理解」し、それぞれの施設の特徴を踏まえて「リスク評価」を実施した上で、「展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、展覧会の実施に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。

各博物館における展覧会や公演等の開催等の判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、開催時期の感染拡大状況を把握した上で、収容率の制限等を含め、施設が所在する都道府県と事前に相談してください。また、地域の感染状況に変化がある場合、柔軟な判断を行うことが可能な体制としてください。

休館等、来館者への利用制限を実施する必要がある場合には、引き続き施設に来館しなくても、施設所蔵の美術品等の閲覧や解説等、博物館が提供可能な情報をオンライン上で利用できるコンテンツの公開を推進するなどの工夫を行うことが望まれます。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針等の

変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者及び公演等の主催者は、施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）及び施設に来館する者（以下「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められます。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨としています。なお、~~三つの密でリスクは高まるが、~~一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めてください。

また、今般の状況を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」〔場面1）飲食を伴う懇親会等、（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食、（場面3）マスクなしでの会話、（場面4）狭い空間での共同生活、（場面5）居場所の切り替わり、に対し、博物館運営の特性に照らして生じ得る機会を想定し、感染予防の観点からリスクを生じさせない対応が求められます。

II 感染予防対策

4. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染・マイクロ飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められます。

また、開館に際しては、注目を集める特別展はもとより、人気のある常設展等などは、~~多くの来館者や、移動制限下における県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、~~以下の③及び④で述べるリスク評価についても留意が必要です。

変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者及び公演等の主催者は、施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）及び施設に来館する者（以下「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められます。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに、他人への感染を**できるだけ**予防することを旨としています。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努めてください。

また、今般の状況を踏まえ、感染リスクが高まる「5つの場面」〔場面1）飲食を伴う懇親会等、（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食、（場面3）マスクなしでの会話、（場面4）狭い空間での共同生活、（場面5）居場所の切り替わり、に対し、博物館運営の特性に照らして生じ得る機会を想定し、感染予防の観点からリスクを生じさせない対応が求められます。

II 感染予防対策

4. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染・マイクロ飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められます。

また、開館に際しては、注目を集める特別展はもとより、人気のある常設展等などの**開催については、感染拡大状況を正確に把握し、**以下の③及び④で述べるリスク評価にも留意する必要があります。

① 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出さず場所がどこにあるかなどを評価する。

感染リスクを高める「5つの場面」を意識し、全国規模での会議等に伴う情報交換会等（場面1）や、大人数や長時間にわたる会議等（場面2）について、また、マスクなしでの会話（場面3）や、車輛等での移動等に伴う人と人の近接（場面4）、休憩室や喫煙スペース等（場面5）等でのリスクを評価する。

② 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、接触型展示装置、操作用スイッチ、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材等）には特に注意が必要。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあつて施設を開館した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来館が見込まれるか、人と人との距離（できるだけ2m—（最低1mの間隔））が確保できるほどの来館ことどもあるかどうかなどを、これまでの施設の来館実績等に鑑み、評価する。

その上で、入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な来館者数（来館自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずべき具体的な対策

① 総論

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は、密が発生しない程度の間隔（できるだけ2m—（最低1mの間隔））を確保することが前提。

① 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出さず場所がどこにあるかなどを評価する。

感染リスクを高める「5つの場面」を意識し、全国規模での会議等に伴う情報交換会等（場面1）や、大人数や長時間にわたる会議等（場面2）について、また、マスクなしでの会話（場面3）や、車輛等での移動等に伴う人と人の近接（場面4）、休憩室や喫煙スペース等（場面5）等でのリスクを評価する。

② 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気スイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、接触型展示装置、操作用スイッチ、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材等）には注意が必要。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあつて施設を開館した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来館が見込まれるか、人と人が密にならない程度の距離が確保できるかどうかなどを、これまでの施設の来館実績等に鑑み、評価する。

その上で、入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な来館者数（来館自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 展覧会（常設展示を含む。）の実施に際して講ずべき具体的な対策

① 総論

- ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は、密が発生しない程度の間隔を確保することが必要。

- 感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。
 - 入館可能時間、入館可能な人数の制限 等
 - 大人数での来館の制限 等
 - 日時指定予約や時間制来館者システムの導入
 - 招待制の導入
- 各博物館は、リスク評価の結果を踏まえ、施設が所在する都道府県の知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることが求められる。
- ~~「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、展覧会は中止又は延期とし、館内のガイドツアーや各種プログラム（ギャラリートーク、ワークショップ、学校用プログラム、子供向け体験プログラム等）についても同様の扱いとする（同様に、第三者に施設を貸し出し行われる公演等の開催についても、当該公演等の主催者に対して開催の自粛を促す。）。~~
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所や医療機関等との連絡・連携体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - 速やかに別室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、正しいマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。
- 感染者の発生等にもない、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め、展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を検討する**必要がある**。
- 感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。
 - 入館可能時間、入館可能な人数の制限 等
 - 大人数での来館の制限 等
 - 日時指定予約や時間制来館者システムの導入
 - 招待制の導入
- 各博物館は、リスク評価の結果を踏まえ、施設が所在する都道府県の知事からの要請等に留意し、館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることが求められる。
- **各博物館は、館内のガイドツアーや各種プログラム（ギャラリートーク、ワークショップ、学校用プログラム、子供向け体験プログラム等）の開催に際しては、実施によるリスクを評価し、十分な感染予防対策を実施して開催することが求められる。**
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所や医療機関等との連絡・連携体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - 速やかに別室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、正しいマスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。
- 感染者の発生等にもない、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め、展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を検討する**ことが推奨される**。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件について、事前にホームページ等での周知を徹底するとともに、施設の入口に明示する。
 - 平熱と比べて高い発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ~~過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等~~
- サーモグラフィ等による来館者に対する検温を**実施し**、平熱と比べて高い発熱がある場合は入館をお断りするなど、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。入館時の検温、有症状等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者等の入場を確実に防止する措置を講じる。
- 感染者が発生した際には、来館者への注意喚起を行える体制を講ずる必要がある（ホームページ上での感染者発生事実の周知、来館者自身が来館日時を記録することを促す、入口・会場内での掲示等により接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス、通知アプリ等の活用、~~ダウンロード用QRコードの掲示と読み取り、施設内で接触確認アプリ（COCOA）等を機能させるため通信機器の電源及びBluetoothをonにした上でマナーモードにすることを推奨する等~~）。
- ~~チケットシステム等の活用により、来館者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。来館時に名簿を作成する場合は、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱うことが求められる。~~

② 来館者の安全確保のために実施すること

- 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件について、事前にホームページ等での周知を徹底するとともに、施設の入口に明示する。
 - 平熱と比べて**1度以上**高い発熱がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- サーモグラフィ等による来館者に対する検温の**実施は、有症状者の入場を回避するために有効であり引き続き推奨される。**
- 平熱と比べて高い発熱がある場合は入館をお断りするなど、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。入場時の検温、有症状等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者等の入場を確実に防止する措置を講じる。
- 感染者が発生した際には、来館者への注意喚起を行える体制を講ずる必要がある（ホームページ上での感染者発生事実の周知、来館者自身が来館日時を記録することを促す、入口・会場内での掲示等により接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス、通知アプリ等の活用を推奨する等）。
- **マスクの着用については、国の指針に基づき適切な対応が求められる。**
 - **屋内の展示室：最低2mの距離を保ち会話がほとんどない状況を保つことができる場合はマスクを外すことは可能だが、難しい場合は、基本的に正しい装着法による適切なマスク（以下、正しいマスク）の着用を要請することが推奨される。**
 - **屋外の展示室（野外施設）：最低2mの距離を保ち会話がほとんどない状況が確保されればマスク着用を要請する必要はない。ただし、自然観察会での解説や参加者同士が会話する場面においては距離の確保と正しいマスクの着用が必要。**
 - **展示室内での解説、ガイドツアー及び対話型鑑賞、ワークショップ等の実施に際しては、距離の確保と正しいマスクの着**

- ・ ~~正しい装着法による適切なマスク（以下、正しいマスク）の施設内~~での原則常時着用、咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検が必要（以下、消毒に関する記載において同じ。）。マスクは、持参していない来館者に対して施設管理者により配布、販売するなどにより、着用を徹底する措置を講じる。
- ・ 接触型展示装置や操作用スイッチ等について、~~適切な消毒を行うとともに、適切な消毒が行えない場合は使用を中止する。~~
- ・ オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出物について適切な消毒を行うとともに、~~適切な消毒が行えない場合は貸し出しを中止する。~~
- ・ パンフレット等の配布物は~~手渡して配布せず据置き方式とする。~~
- ・ 特段の理由のないマスク未着用や大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行うとともに、会場からの退出を命じる等の措置を講じる。
- ・ 病気や障害によりマスクの着用や消毒液の使用等が困難な来館者への対応については、国や施設が所在する自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないように配慮する。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して定期的な検温、健康観察アプリの活用等により毎日の健康状態の把握を徹底する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養するルールを徹底する。
- ・ 特に平熱と比べて高い発熱や体調が悪い場合は、必要に応じて医療機関受診、保健所への相談等を促すとともに、診断結果を館内で記録する。さらに、発熱の他に、~~下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。~~

用、大声を出しての会話の抑制等が必要。

- 広いスペースを確保できる休憩コーナー等では、最低2mの距離を保ち会話がほとんどない状況が確保されればマスク着用を要請する必要はない。

- ・ **正しいマスクの着用を要請する場所・場面**での原則常時着用、咳エチケット、こまめな手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検が必要（以下、消毒に関する記載において同じ。）。マスクは、持参していない来館者に対して施設管理者により配布、販売するなどにより、着用を徹底する措置を講じる。
- ・ 接触型展示装置や操作用スイッチ等については、**利用者への手指消毒の奨励や適切な消毒の実施が求められる。**
- ・ オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出物について適切な消毒を行う。
- ・ パンフレット等の配布物は**据置き方式を推奨し、手渡して配布する場合は消毒等感染防止対策を講じる。**
- ・ **マスク着用を要請するエリアにおいて**、特段の理由のないマスク未着用や大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行うとともに、会場からの退出を命じる等の措置を講じる。
- ・ 病気や障害によりマスクの着用や消毒液の使用等が困難な来館者への対応については、国や施設が所在する自治体等の対応指針等に添って適切に対応し、差別等が生じないよう**十分に**配慮する。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して定期的な検温、健康観察アプリの活用等により毎日の健康状態の把握を徹底する。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養するルールを徹底する。
- ・ 特に平熱と比べて**1度以上**高い発熱や体調が悪い場合は、必要に応じて医療機関受診、保健所への相談等を促すとともに、**施設管理者は診断結果の把握に努める。**さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛等の**症状がある場合も出**

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、~~鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐~~

- ・ 出勤後の従事者に少しでも体調の不良が見出された時は、速やかに業務から離れ、5. ①と同様に取り扱う。
- ・ 体調不良が見出された従事者への対応は医療機関への受診が基本となるが、~~今後職場における検査の更なる活用・徹底を図ることが求められる。~~出勤者に体調不良者が出た場合には、抗原簡易キットを用いた検査を行うことは感染拡大防止に有効とされている。~~抗原簡易キットの実施に際しては、当該者の同意の下に、①連携医療機関を定めること、②検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、③国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要なる（具体的な手順やキットの購入申込み先リスト等についてはⅢの参照資料を参照）。~~
- ・ 体調不良が見出された従事者が陽性であった場合は、~~速やか「接触者」リストを作成の上、抗原簡易キットによる検査を実施し当該従事者へPCR検査の実施を促す。~~
- ・ 従事者に感染が疑われる場合を**はじめとして**、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を行えるよう体制を整える。
- ・ 正しいマスクの常時着用（不織布マスクを推奨）、咳をするときに腕で口を覆う（咳エチケット）、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
- ・ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の出勤人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ 会議等の実施は、オンラインの活用を図り、大人数を避けるとともに、正しいマスクの着用、換気の徹底、身体的距離の確保、時間の短縮等に留意する。
- ・ 換気については、Ⅲの厚生労働省ホームページを参考とし、適切な空調設備を活用した常時換

勤の自粛を求める。

- ・ 出勤後の従事者に少しでも体調の不良が見出された時は、速やかに業務から離れ、5. ①と同様に取り扱う。
- ・ **体調不良が見出された従事者への対応は医療機関への受診が基本となるが、具体的な手順等についてはⅢの参照資料を参照すること。**
- ・ 従事者に感染が疑われる場合**や体調不良が見出された従事者が陽性であった場合は、必要に応じて**保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を行えるよう体制を整える。
- ・ **国のマスク着用指針に基づく**正しいマスクの着用（不織布マスクを推奨）、咳をするときに腕で口を覆う（咳エチケット）、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
- ・ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の出勤人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ 会議等の実施は、オンラインの活用を図り、大人数を避けるとともに、正しいマスクの着用、換気の徹底、身体的距離の確保、時間の短縮等に留意する。
- ・ 換気については、Ⅲの厚生労働省ホームページを参考とし、適切な空調設備を活用した常時換

気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底すること、CO2測定装置等の活用（1000ppm以下、置き場所（密になりやすい場所等）、空気清浄機やサーキュレータの補助的活用、室内の乾燥には加湿器の利用（湿度40%以上）が推奨される。

- ・ 従事者が利用する休憩スペース、食事スペース、更衣室、喫煙スペース等の共有部での感染防止対策の徹底を図る。
 - 距離の確保（できるだけ2m（最低1mの間隔））と利用人数の設定
 - マスクをしない飲食等の場合の会話の抑制
 - 利用前後の手洗い・手指消毒の徹底
 - スペース内の換気
 - スペース内の備品の消毒
 - 公用車輛内等においても、正しいマスク着用、会話の抑制、換気徹底等の上記休憩スペースでの対策内容に留意する

④ 展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと

- ・ ~~フロアマーカ一等の設置等の工夫を行い、来館者同士の密が発生しない程度の間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））を確保する。~~
- ・ 直接手で触れることが必要な展示物（ハンズオン）や接触型スイッチを用いた展示物等は感染リスクが高いことを十分に認識し、運用に当たっては職員等が管理して消毒を徹底し、管理が難しいと評価される場合は使用を取り止める。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。
- ・ 展示室（屋外展示の場合は展示エリア）ごとの人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- ・ 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。
- ・ 展覧会の実施に際した飲食物の提供は行わない（休憩スペースに自動販売機等を設置して飲料を提供するような場合を除く）。

⑤ 施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。換気状況の把握のため、必要に応じて二酸化炭素モニター

気またはこまめな窓開け換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を適切に行うことが推奨される（CO2測定装置等の活用（1000ppm以下、置き場所（密になりやすい場所等）、空気清浄機やサーキュレータの補助的活用、室内の乾燥には加湿器の利用（湿度40%以上）など）。

- ・ 従事者が利用する休憩スペース、食事スペース、更衣室、喫煙スペース等の共有部での感染防止対策の徹底を図る。
 - 密が発生しない程度の距離の確保と利用人数の設定
 - マスクをしない飲食等の場合の会話の抑制
 - 利用前後の手洗い・手指消毒の徹底
 - スペース内の換気
 - スペース内の備品の消毒
 - 公用車輛内等においても、正しいマスク着用、会話の抑制、換気徹底等の上記休憩スペースでの対策内容に留意する。

④ 展覧会等の実施に当たって特に留意すべきこと

- ・ 来館者同士の密が発生しない程度の間隔を確保し、必要に応じてフロアマーカ一等の設置等の工夫を行う。
- ・ 直接手で触れることが必要な展示物（ハンズオン）や接触型スイッチを用いた展示物等の運用に当たっては、適切な消毒を行い、適切に管理する。
また、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。なお、作品に触って鑑賞することが必要な展示等を行う場合には、鑑賞者への手指消毒の実施や作品の消毒等の管理を徹底する。
- ・ 展示室（屋外展示の場合は展示エリア）ごとの人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- ・ 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。
- ・ 展覧会の実施に際した飲食物の提供は行わない（休憩スペースに自動販売機等を設置して飲料を提供するような場合を除く）。

⑤ 施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を適切に実施する。換気状況の把握のため、必要に応じて二酸化炭素モニター

一の使用も推奨される。

- ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合、マーカーの設置等により**十分な間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））**を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、接触型展示装置、操作スイッチ、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンエスカレーターのベルト、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）に留意する。
- ・ ~~展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を適宜行う必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く対策も有効。~~
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者には、正しいマスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。

イ) 窓口

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・ 対面で販売を行う場合、換気に注意をしたうえで**アクリル板や透明ビニールカーテン**により購買者との間を遮蔽する。
- ・ チケット窓口に行列ができる場合は、マーカーの設置等により十分な間隔（**できるだけ2m（最低1mの間隔）**）を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

ウ) ロビー、休憩スペース

- ・ 飲食を認める場合、家族等の同一グループと他のグループとの間に、十分な間隔（**できるだけ2m（最低1mの間隔）**）を開けるよう案内する。それが困難な場合、パーティションの設置等により同等の効果を有する措置を行う。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いた

の使用も推奨される。

- ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合は、マーカーの設置等により**密にならない程度の間隔**を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、接触型展示装置、操作スイッチ、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンエスカレーターのベルト、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）に留意する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者には、正しいマスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗い・**手指消毒**を行う。

イ) 窓口

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入が**推奨される**。
- ・ 対面で販売を行う場合、換気に注意し、**必要に応じてアクリル板や透明ビニールカーテン**により購買者との間を遮蔽する。
- ・ チケット窓口等に行列ができる場合は、マーカーの設置等により十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

ウ) ロビー、休憩スペース

- ・ 飲食を認める場合、家族等の同一グループと他のグループとの間に、**十分な間隔**を空けるよう案内する。それが困難な場合、パーティションの設置等により同等の効果を有する措置を行う。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。

スペース作り等の工夫を行う。

- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行い、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従事者に混雑時間帯の利用回避を周知し、スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 施設内共用部（休憩室等）や、ウイルスが付着した可能性のある場所の消毒について、定期的かつこまめな消毒を徹底する。

エ) トイレ

- ・ 手洗いを徹底するとともに、不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合、）マーカーの設置等により十分な間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））を空けた整列を促す。
- ・ 共通のタオルの利用は禁止し、個人用タオル等の持参やペーパータオルの設置を徹底する。

オ) レストラン、カフェテリア、ミュージアムショップ等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で販売を行う場合、換気に注意をしたらうえ、~~アクリル板や透明ビニールカーテンにより~~購買者との間を遮蔽する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が十分な間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、等の消毒を徹底する。

- ・ 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ **リスク評価に基づき**テーブル等の物品の消毒を行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行い、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従事者に混雑時間帯の利用回避を周知し、スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・ 施設内共用部（休憩室等）や、ウイルスが付着した可能性のある場所について、**リスク評価に基づき適切な消毒を行う。**

エ) トイレ

- ・ 手洗いを徹底するとともに、不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合、）マーカーの設置等により十分な間隔を空けた整列を促す。
- ・ 共通のタオルの利用は禁止し、個人用タオル等の持参やペーパータオルの設置を徹底する。**ハンドドライヤーを使用する場合は、メンテナンスや清掃の契約等を確認し、適切な消毒や清掃を行う。**

オ) レストラン、カフェテリア、ミュージアムショップ等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で販売を行う場合、**換気や正しいマスク着用等の対策を行い、十分な人と人の距離が確保できない場合など、必要に応じて**アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が十分な間隔となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル等の消毒を徹底する。

- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、施設内での正しいマスクの原則常時着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の来館者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ ~~物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。~~

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来館者に対して、以下について周知する。
 - 健康状態等による来館自粛の徹底（平熱と比べて高い発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難~~全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐~~がある場合も来館の自粛を要請する。）
 - 人との距離の確保（~~できるだけ2m（最低1mの間隔）~~）の徹底
 - 正しい装着法によるマスクの原則常時着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底、正しいマスクの装着法の解説
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針の徹底
- ・ 本ガイドラインに従った取組を行う旨を施設のWEBサイト等で公表する。

6. 博物館における公演等の開催に際して、公演等主催者が講ずるべき具体的対策
施設において、講演会、コンサートや演劇等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、施設管理者との連携・協力の下で以下の対策を実施することが求められます。

ア) 公演等前

- ・ チケットシステムの活用等により、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、~~名簿を作成する。事前に把握できない来場者についても、できる限り把握する。~~また、公演来場者

- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、施設内での正しいマスクの原則常時着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の来館者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ **物販でサンプル品・見本品を取り扱う場合は、必要に応じて消毒を行う。**

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来館者に対して、以下について周知する。
 - 健康状態等による来館自粛の徹底（平熱と比べて**1度以上高い発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合**も来館の自粛を要請する。）
 - 人との**距離の確保**の徹底
 - **マスク着用を要請する場所での**正しい装着法によるマスクの原則常時着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底、正しいマスクの装着法の解説
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針の徹底
- ・ 本ガイドラインに従った取組を行う旨を施設のWEBサイト等で公表する。

6. 博物館における公演等の開催に際して、公演等主催者が講ずるべき具体的対策
施設において、講演会、コンサートや演劇等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、施設管理者との連携・協力の下で以下の対策を実施することが求められます。

ア) 公演等前

- ・ チケットシステムの活用等により、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先の**把握に努める**。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得

に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針について、全員に周知徹底を図る。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。
- ・ 本ガイドラインに従った取組を行う旨を公演等の主催者のWEBサイト等で公表する。

イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス、通知アプリ等の活用、~~ダウンロード用QRコードの掲示と読み取り、施設内で接触確認アプリ（COCOA）等を機能させるため通信機器の電源及びBluetoothをonにした上でマナーモードにすることを推奨する等。~~
 - 持参していない公演来場者に対して公演等の主催者より配布、販売するなど、正しいマスク着用を徹底する。
 - 定期的な手指消毒を奨励する。
 - ~~座席は原則として指定席とする。~~
 - ~~大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は、密が発生しない程度の間隔（できるだけ2m（最低1mの間隔））を確保する。~~この場合、正しいマスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。また、大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるような体制を整備する。
 - ~~上記以外の場合は、必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等。ただし、同一の公演来~~

ることを事前に周知する。

- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針について、全員に周知徹底を図る。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。
- ・ 本ガイドラインに従った取組を行う旨を公演等の主催者のWEBサイト等で公表する。

イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス、通知アプリ等の活用も推奨される。
 - **正しいマスクの着用を要請する場合、**持参していない公演来場者に対して公演等の主催者より配布、販売するなど、正しいマスク着用を徹底する。
 - 定期的な手指消毒を奨励する。
 - **座席を指定席としない場合は、正しいマスクの着用、会話や飲食の抑制等、基本的な感染防止対策の徹底が必要。**
 - **会場定員の設定に当たっては、国の定める制限（事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」）や所在する自治体の指針等に沿った設定を行うこと。（なお、令和4年9月8日現在、国の指針では大声なしかつ5,000人以下のイベントについては、収容率100%まで可能とされている。）**この場合、正し

場者グループ間では座席を空ける必要はない。)を確保する。

- 合唱等の演者が発声する公演等については、**舞台から公演来場者の間隔を最低2m確保するとともに、演者間の感染リスクが低減される措置を講ずる。**

~~＝公演等中の公演来場者同士の接触は控えるよう周知する。~~

~~＝公演来場者と接触するような演出(公演来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等)は行わないこととする。~~

- 場内における会話制限を実施する。
- 公演等に係るグッズを対面で販売する場合、**換気に注意をしたうえで**アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。

- 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。

- 施設内でのマスクの原則常時着用や手指消毒を徹底する。

- 自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に**下記の症状に該当する場合も、自宅待機とするよう促す。**

~~咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐~~

- 公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を**把握する。**

- 公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・ 公演来場者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らないように、状況に応じてチケット代金の払戻対応等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。

いマスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。また、大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるような体制を整備する。

- 合唱等の演者が発声する公演等については、**舞台上のアクティグエリアから観客の最前列までを(水平方向で)2m程度確保するとともに、演者間の感染リスクが低減される措置を講ずる。**

- 場内における会話制限を実施する。

- 公演等に係るグッズを対面で販売する場合、**換気、正しいマスク着用等の対策を行い、十分な人と人の距離が確保できない場合など、必要に応じてアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。**

- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。

- 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。

- **必要回数のワクチン接種を行うことを推奨する。**

- 施設内でのマスクの原則常時着用や手指消毒を徹底する。

- 自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて**1度以上高い発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合も自宅待機の対象とする。**

- 公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況の**把握に努める。**

- 公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・ 公演来場者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らないように、状況に応じてチケット代金の払戻対応等により有症状者等の入場を確実に防止する措置を講じる。

- **コロナ感染による入院・重症化を予防するた**

- 来館前に検温を行い、平熱と比べて高い発熱がある場合
- 咳・咽頭痛など、上記公演スタッフに自宅待機を促す症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ~~過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合~~

- 公演等の会場入口に行列が生じる場合、マーカ一の設置等により~~十分な間隔(できるだけ2m(最低1mの間隔))~~を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、換気に注意をしたうえでアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- 会場内の換気を行う。
- 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避する。
- 券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行い、入退場時の密集を回避する。また、公共交通機関・飲食店での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用について注意喚起する。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ~~終演後の面会を禁止するなど、公演スタッフと公演来場者が公演前後・休憩時間等に接触しないような措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれのある場合は実施を見合わせる。~~
- 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、5. ①と同様に取り扱う。
- 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

めに必要回数のワクチン接種を行うことを推奨する。

- 来館前に検温を行い、平熱と比べて1度以上高い発熱がある場合
- 咳・咽頭痛など、上記公演スタッフに自宅待機を促す症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

- 公演等の会場入口に行列が生じる場合、マーカ一の設置等により密にならない程度の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、換気に注意をしたうえで、**十分な人と人の距離が確保できない場合など、必要に応じて**アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- 会場内の換気を行う。
- 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避する。
- 券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行い、入退場時の密集を回避する。また、公共交通機関・飲食店での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用について注意喚起する。
- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- 入待ち・出待ち**及び終演後の面会等の場面では密な状況が生じないよう留意する。**
- 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、5. ①と同様に取り扱う。
- 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、**必要に応じて**保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

7. 感染者数減少期における感染防止対策の緩和について

<p>*本ガイドラインに基づく感染予防対策を実施する際の目安として、チェックリストを作成しましたので、ガイドラインと合わせてご活用ください。</p> <p>III 博物館における感染予防対策の留意点・参照資料等 博物館における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応（国の方針等）； https://corona.go.jp（内閣官房） ・「職場における積極的な検査の促進について」 —（令和3年8月13日事務連絡）— <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」 —（令和3年6月25日事務連絡）— —（抗体簡易検査キットを利用する具体的な手順、キットの購入申込先リスト等）— <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）正しいマスクの付け方 など（厚生労働省）； https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000121431_00094.html ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文化庁）； https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html ・令和2年度補正予算案等における文化芸術関係者への支援 —（文化施設（博物館、劇場・音楽堂）の感染症防止対策事業（補助金）等について）— <p>https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_10.pdf</p>	<p>「4. リスク評価」の「④ 地域における感染状況のリスク評価」において、施設が所在する地域の生活圏及びその周辺において、継続的な感染者数の減少等、感染リスクの低下が確認でき、都道府県からの要請及び市町村の方針を踏まえて、制限の緩和に支障がないと判断された場合は、基本的感染防止対策を実施することを前提に、対人距離の設定や公演会場の座席数等を緩和できるものとします。</p> <p>*本ガイドラインに基づく感染予防対策を実施する際の目安として、チェックリストを作成しましたので、ガイドラインと合わせてご活用ください。</p> <p>III 博物館における感染予防対策の留意点・参照資料等 博物館における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対応（国の方針等）； https://corona.go.jp（内閣官房） ・「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」 000968056.pdf (mhlw.go.jp) ・「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための 医療機関・保健所の負担軽減等 について」 000968058.pdf (mhlw.go.jp) <ul style="list-style-type: none"> ・国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）マスクの着用について（厚生労働省）； https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文化庁）； https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html ・新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口 新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口（文化庁） https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html
---	--

<p> ・博物館、劇場・音楽堂における事業活動を支える事業者等に対する経済的支援策について（令和2年5月1日） https://www.bunka.go.jp/kocho_hodo_oshirase/senota_oshirase/pdf/202005011715_01.pdf </p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関連した博物館・文化財への対応について ・新型コロナウイルス感染症予防にかかる美術館博物館等の作品消毒の窓口について（東京文化財研究所） https://www.tobunken.go.jp/info/info200424/index.html <p> *博物館等文化財や多様な資料が展示・保管されている空間では、消毒液等を使用せずに不活性化を待つことが望ましいとされますが、今回の状況では消毒液の使用や通常と異なる換気等の措置が必要と判断される場合も想定されます。その際、文化財や資料等の保全に関し疑問や質問のある施設は、上記の窓口にお尋ねください。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスと無形文化遺産（東京文化財研究所） https://www.tobunken.go.jp/ich/vscovid19 <p> 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月14日制定 令和2年5月25日改定 令和2年9月18日改定 令和3年10月14日改定 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・館種組織による独自のガイドライン； 日本動物園水族館協会 https://www.jaza.jp/storage/jaza-news/ahqxcKOCZguRseREvmksbk08twzORHKcK8JoHJWP.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関連した博物館・文化財への対応について ・新型コロナウイルス感染症予防にかかる美術館博物館等の作品消毒の窓口について（東京文化財研究所） https://www.tobunken.go.jp/info/info200424/index.html <p> *博物館等文化財や多様な資料が展示・保管されている空間では、消毒液等を使用せずに不活性化を待つことが望ましいとされますが、今回の状況では消毒液の使用や通常と異なる換気等の措置が必要と判断される場合も想定されます。その際、文化財や資料等の保全に関し疑問や質問のある施設は、上記の窓口にお尋ねください。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスと無形文化遺産（東京文化財研究所） https://www.tobunken.go.jp/ich/vscovid19 <p> 博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月14日制定 令和2年5月25日改定 令和2年9月18日改定 令和3年10月14日改定 令和4年9月8日改定 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・館種組織による独自のガイドライン； 日本動物園水族館協会 https://www.jaza.jp/storage/jaza-news/ahqxcKOCZguRseREvmksbk08twzORHKcK8JoHJWP.pdf
---	--